

神奈川県警察と横浜市児童相談所との連携に関する協定締結について

児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加え、その内容も深刻なものが見られます。これまで、要保護児童対策地域協議会などを活用し、神奈川県警察と本市児童相談所の連携を図ってきましたが、より一層連携して児童虐待対応に取り組む必要があるため、連携に関する協定を締結しました。

協定締結により、過去を含めた児童への対応状況など、共有する情報量を増やし、児童虐待の緊急性の有無など、これまで以上に的確な判断につなげることが可能になります。

1 協定締結の目的

児童虐待事案が多様化、深刻化している現状において、児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行い、もって児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的とします。

2 協定の概要

児童虐待事案に関して、児童相談所及び警察は、それぞれが保有する情報を、必要な範囲で相互に提供し共有することにより、児童虐待事案に的確に対応します。

提供する情報は、児童虐待事案に関する情報のうち、児童の安全確認又は安全確保のために、それぞれが必要と判断した情報及び双方が照会を受けた当該児童に係る取扱状況とします。

3 協定締結日

平成 29 年 2 月 8 日（水）

4 協定の開始日

平成 29 年 3 月 1 日（水）

5 協定締結者

神奈川県警察本部生活安全部長と横浜市こども青少年局長との間で締結しました。

6 協定書

別紙、「児童虐待事案に係る児童相談所と警察の連携に関する協定書」のとおり

児童虐待事案に係る児童相談所と警察の 連携に関する協定書

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年5月24日法律第82号）第4条第1項に基づき、児童相談所と警察との連携を強化するため、横浜市こども青少年局（以下「甲」という。）と神奈川県警察本部生活安全部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、児童虐待事案（児童虐待の疑いも含む。以下「児童虐待事案」という。）が多様化、深刻化している現状において、児童相談所と警察が緊密に連携を図り、適切な役割分担の下、児童の安全確認と安全確保を的確に行い、もって児童虐待の早期発見と被害の拡大防止に努めることを目的とする。

（情報の提供及び共有）

第2条 児童虐待事案に関して、児童相談所及び警察は、それぞれが保有する情報を、必要な範囲で相互に提供し共有することにより、当該事案に的確に対応するものとする。

2 児童相談所から警察に提供する情報は、児童虐待事案に関する情報のうち、次に掲げる情報とする。

(1) 児童相談所において、児童の安全確認又は安全確保のために児童相談所長が必要と判断した情報

(2) 児童相談所において、警察から照会を受けた場合における当該児童に係る取扱状況の情報

3 警察が児童相談所に提供する情報は、児童虐待事案に関する情報のうち、次に掲げる情報とする

(1) 警察において、児童の安全確認又は安全確保のために警察署長が必要と判断した情報

(2) 警察において、児童相談所から照会を受けた場合における当該児童に係る取扱状況の情報

(情報の提供及び共有にあたっての留意事項)

第3条 児童相談所及び警察は、前条の規定により提供を受けた情報については、本協定の目的以外に使用してはならない。

(情報の収集)

第4条 児童相談所及び警察は、すでに提供を受けた情報以外の情報であって、この協定の目的を達成するために必要な情報をそれぞれに求めることができる。

(協議)

第5条 この協定に定めるもののほか、児童虐待事案に対応するための連携に
関し、必要な事項については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(施行)

第6条 この協定は、平成29年3月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年2月8日

甲 横浜市こども青少年局長

乙 神奈川県警察本部生活安全部長